

# いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
第一章総則	第一章総則	第一章総則
(目的)	(目的)	(目的)
第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。	第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。	第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。
(定義)	(定義)	(定義)
第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。	第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。	第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
	2 前項に規定する児童等が心身の苦痛を感じている行為には、児童等に心身の苦痛を与えるものと認められる行為を含むものとする。	
	3 前二項の規定の適用に当たっては、児童等の生命及び心身を保護するとともにその尊厳を保持することの重要性に鑑み、これらの規定に規定するいじめの定義を限定して解釈するようなことがあってはならない。(orこれらの規定に規定するいじめの定義と異なる解釈によりいじめの事実の有無の確認を行ってはならない。)	
2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。	4 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。	2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。	5 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。	3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。	6 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。	4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
(基本理念) 第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。	(基本理念) 第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが <u>いずれの学校</u> の <u>いずれの児童等にも起こり得るものであり</u> 、全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境が確保されるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。	(基本理念) 第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境が確保されるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。	2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするためには <u>児童等がいじめは児童等の尊厳を害するものであり許されないものであるということ</u> を理解することが重要であることに鑑み、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。	2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
	第4項相当	3 いじめの防止等のための対策は、生徒指導が学習指導等と等しく重要な事務であるとの認識の下に教育活動の全体を通じて適切に行われなければならない。
3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。	3 <u>いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</u>	4 <u>いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</u>
	4 いじめの防止等のための対策は、 <u>児童等の教育を受ける権利の保障のために欠くことができない学校において最優先に対応すべき事務であり</u> 、生徒指導が学習指導等と等しく重要な事務であるとの認識の下に教育活動の全体を通じて適切に行われなければならない。	第3項相当
		5 <u>いじめの防止等のための対策を講ずるに当たっては、当該対策がいじめを受けた児童等に寄り添ったものとなるよう留意しなければならない。</u>
		6 <u>いじめの防止等のための対策を講ずるに当たっては、いじめの防止等について児童等の意見が反映され、その主体的かつ積極的な参加が確保されるよう配慮しなければならない。</u>

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
<b>(いじめの禁止)</b> 第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。	<b>(いじめの禁止)</b> 第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。	<b>(いじめの禁止)</b> 第四条 <u>いじめの防止等の対策は、いじめが児童等の尊厳を害するものであり、かつ、児童等の生命に危険を生じる行為となり得るものであり、決して行ってはならないものであることについて、児童等が認識することができるようにするものでなければならない。</u>
<b>(国の責務)</b> 第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	<b>(国の責務)</b> 第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	<b>(国の責務)</b> 第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
<b>(地方公共団体の責務)</b> 第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	<b>(地方公共団体の責務)</b> 第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	<b>(地方公共団体の責務)</b> 第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
<b>(学校の設置者の責務)</b> 第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。	<b>(学校の設置者等の責務)</b> 第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。	<b>(学校の設置者等の責務)</b> 第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。
	2 教育委員会の教育長及び委員並びに教育委員会の事務局の職員は、いじめの防止等に関する法令、基本的な方針、 <u>通知等の十分な読解を通じてこれらに精通し、これらに関する正しい理解の下に適切にいじめの防止等に関するその職務を行わなければならない。</u>	2 教育委員会の教育長及び委員並びに教育委員会の事務局の職員は、いじめの防止等に関する法令、基本的な方針、 <u>通知等を十分に理解し、適切にいじめの防止等に関するその職務を行うものとする。</u>
<b>(学校及び学校の教職員の責務)</b> 第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。	<b>(学校、校長及び学校の教職員の責務)</b> 第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、いじめが当該児童等の教育を受ける権利を著しく侵害するのみならず生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること等を踏まえ、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。	<b>(学校、校長及び学校の教職員の責務)</b> 第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、いじめが当該児童等の教育を受ける権利を著しく侵害するのみならず生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること等を踏まえ、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	2 学校の教職員は、いじめの防止等に関する法令、基本的な方針、通知等の十分な読解を通じてこれらに精通し、これらに関する正しい理解の下に適切にいじめの防止等に関するその職務を行わなければならない。	2 学校の教職員は、いじめの防止等に関する法令、基本的な方針、通知等を十分に理解し、適切にいじめの防止等に関するその職務を行うものとする。
	3 校長は、その職務の遂行に当たっては、自らが学校におけるいじめの防止等のための対策について負う重要な責任を自覚するとともに、児童等の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して当該学校におけるいじめの防止等のための対策が行われるよう十分意を用いなければならない。	3 校長は、その職務の遂行に当たっては、自らが学校におけるいじめの防止等のための対策について負う重要な責任を自覚するとともに、児童等の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して当該学校におけるいじめの防止等のための対策が行われるよう十分意を用いなければならない。
	4 学校の教職員は、いじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有し、いやしくもいじめ又はいじめが疑われる事実を知りながらこれを放置し、又はいじめを助長してはならない。	
<b>(保護者の責務等)</b>	<b>(保護者の責務等)</b>	<b>(保護者の責務等)</b>
第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。	第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。	第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。	2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。	2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。	3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。	3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するものとする。
4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。	4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。	4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	(児童等のインターネットの利用に係る事業者の責務)	(児童等のインターネットの利用に係る事業者の責務)
	<p>第九条の二 児童等のインターネットの利用に係る事業を行う者は、その事業の特性に応じ、インターネットを通じて行われるいじめに係るいじめの防止等に資する情報の自主的かつ積極的な利用者に対する提供、当該情報を適切に提供するための技術その他インターネットを通じたいじめの通報及び相談の促進等に資する技術に係る調査研究及びその成果の活用等に努めるとともに、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する啓発活動その他のいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第九条の二 児童等のインターネットの利用に係る事業を行う者は、その事業の特性に応じ、インターネットを通じて行われるいじめに係るいじめの防止等に資する情報の自主的かつ積極的な利用者に対する提供、当該情報を適切に提供するための技術その他インターネットを通じたいじめの通報及び相談の促進等に資する技術に係る調査研究及びその成果の活用等に努めるとともに、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する啓発活動その他のいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。</p>
	(いじめ防止啓発週間)	
	<p>第九条の三 国民の間に広くいじめの防止等についての関心と理解を深めるため、いじめ防止啓発週間を設ける。</p>	
	<p>2 いじめ防止啓発週間は、〇月〇日から同月〇日までとする。</p>	
	<p>3 国及び地方公共団体は、いじめ防止啓発週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</p>	
(財政上の措置等)	(財政上の措置等)	(財政上の措置等)
<p>第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
	(運用上の配慮)	
	<p>第十条の二 この法律の運用に当たっては、いじめを受けた児童等に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめの防止等について児童等の意見が反映され、その主体的かつ積極的な参加が確保されるよう留意しなければならない。</p>	
第二章いじめ防止基本方針等	第二章いじめ防止基本方針等	第二章いじめ防止基本方針等
(いじめ防止基本方針)	(いじめ防止基本方針)	(いじめ防止基本方針)
<p>第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。</p>	<p>第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。</p>	<p>第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。</p>
<p>2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>	<p>2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>	<p>2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
(地方いじめ防止基本方針)	(地方いじめ防止基本計画)	(地方いじめ防止基本計画)
第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。	第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を基本として、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な計画(以下「地方いじめ防止基本計画」という。)を策定するものとする。	第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を踏まえて、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な計画(以下「地方いじめ防止基本計画」という。)を策定するものとする。
	2 地方いじめ防止基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	
	一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
	二 いじめの防止等のための対策に関する次に掲げる事項 イ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 ロ 学校いじめ対策委員会を中核とした学校におけるいじめの防止等のための対策に係る組織及び運営に関する事項 ハ いじめが起きにくい環境、いじめを許さない環境等の確保による学校におけるいじめの防止に関する措置が体系的かつ計画的に行われるようにするための計画及び学校におけるいじめの防止に資する活動であつて 児童等が自主的に行うものに対する支援に関する事項 ニ 学校におけるいじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置が体系的かつ計画的に行われるようにするための計画に関する事項 ホ 学校がいじめの防止等のための対策を実施する際に留意すべき事項 ヘ 教職員に対する研修の実施その他の学校の取組の支援に関する事項 ト 第十四条の二第一項の地域いじめ対策委員会その他の教育委員会及び学校と保護者、地域住民、関係機関、関係団体等との連携体制の整備及び地域におけるいじめの防止等のための対策に係る組織的な取組に関する事項 チ いじめの防止等のための対策の実施の状況の評価及びその結果の反映に関する事項 リ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
	3 地方公共団体は、地方いじめ防止基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、積極的な創意工夫を行うよう努めるものとする。	2 地方公共団体は、地方いじめ防止基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、積極的な創意工夫を行うよう努めるものとする。

下線部は12月6日(案)と4月10日(案)とを比較し変更されている箇所

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	4 地方公共団体は、地方いじめ防止基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、 <u>第十四条の二第一項の地域いじめ対策委員会の意見を聴かなければならない。</u>	3 <u>第十四条第三項に規定する組織を設置する地方公共団体は、地方いじめ防止基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該組織の意見を聴かなければならない。</u>
	5 地方公共団体は、地方いじめ防止基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、 <u>あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</u>	4 地方公共団体は、地方いじめ防止基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、 <u>必要に応じて、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</u>
	6 地方公共団体は、地方いじめ防止基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、 <u>都道府県にあっては文部科学大臣に、市町村にあっては都道府県の教育委員会に提出しなければならない。</u>	5 地方公共団体は、地方いじめ防止基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表する。
	7 地方公共団体は、 <u>第三十三条の三第二項の規定による評価等を踏まえ、少なくとも三年ごとに地方いじめ防止基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。</u>	6 地方公共団体は、 <u>少なくとも三年ごとに地方いじめ防止基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。</u>
(学校いじめ防止基本方針)	(学校いじめ防止基本計画)	(学校いじめ防止基本計画)
第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。	第十三条 学校は、いじめ防止基本方針及び地方いじめ防止基本計画を基本として、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な計画を策定するものとする。	第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本計画を踏まえて、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な計画を策定するものとする。
	2 学校いじめ防止基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	
	一 学校において講ずべきいじめの防止等に関する基本的な措置の実施方針	
	二 学校いじめ対策委員会を中核とした学校におけるいじめの防止等のための対策に係る組織及び運営に関する事項	
	三 年間の学校教育活動全体を通じていじめが起きにくい環境、いじめを許さない環境等の確保によるいじめの防止に資する多様な取組を体系的かつ計画的に実施するための具体的な計画及びいじめの防止に資する活動であって児童等が自主的に行うものに対する支援に関する事項	
	四 いじめの早期発見及びいじめへの対処に係る措置に関する具体的な計画に関する事項	

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	五 教職員に対する研修の実施に関する事項	
	六 いじめの防止等のための措置に係る達成すべき目標その他の当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項	
	③ 学校は、学校いじめ防止基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、積極的な創意工夫を行うよう努めるものとする。	② 学校は、学校いじめ防止基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、積極的な創意工夫を行うよう努めるものとする。
	4 学校いじめ防止基本計画は、第二十二条第一項の学校いじめ対策委員会(以下この項及び次項において「学校いじめ対策委員会」という。)によるいじめの防止等に関する取組に係る行動計画としての機能を果たすよう、年間を通じた学校いじめ対策委員会の活動について具体的に記載するものとする。	
	5 学校は、学校いじめ防止基本計画を策定し、又は変更しようとする場合には、第二十二条第一項の学校いじめ対策委員会にその案の提出を求めるものとする。	
	6 学校は、学校いじめ防止基本計画を策定し、又は変更しようとする場合には、当該学校に在籍する児童等及びその保護者の意見を聴かなければならない。	
	7 学校は、学校いじめ防止基本計画を策定し、又は変更したときは、これを児童等及び保護者に周知し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、当該学校の設置者(教育委員会の所管に属する学校にあっては、教育委員会。以下同じ。)に提出するものとする。	③ 学校は、学校いじめ防止基本計画を策定し、又は変更したときは、これを児童等及び保護者に周知し、インターネットの利用その他適切な方法により公表する。
	8 学校は、第三十三条の二第二項の規定による評価等を踏まえ、不断に、学校いじめ防止基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。	
	9 学校は、児童等の入学の際に開催する集会等において、当該学校に在籍する児童等及びその保護者に対して学校いじめ防止基本計画の内容について周知するものとする。	4 学校は、児童等の入学の際に開催する集会等において、当該学校に在籍する児童等及びその保護者に対して学校いじめ防止基本計画の内容について周知するものとする。
(いじめ問題対策連絡協議会)	(いじめ問題対策連絡協議会)	(いじめ問題対策連絡協議会)
第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。	第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くものとする。ただし、当該地方公共団体の規模に照らし特別の事情がある場合は、これを置かないことができる。	第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、 <u>条例の定めるところにより</u> 、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。	2 都道府県は、いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。	2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。		3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本計画に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。
	(地域いじめ対策委員会)	
	第十四条の二 地方いじめ防止基本計画に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に、 <u>地域いじめ対策委員会を置く。ただし、当該教育委員会を設置する地方公共団体の規模に照らし特別の事情がある場合は、これを置かないことができる。</u>	
	2 地域いじめ対策委員会は、 <u>人権の擁護又は児童等の権利、児童等の発達又は心理、児童等の福祉その他の社会福祉、少年による犯罪及び非行、精神疾患又は発達障害に関する医療その他のいじめの防止等のための対策に関連する分野に関する専門的な知識を有する者のうちから教育委員会が任命した委員をもって組織する。</u>	
	3 地域いじめ対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 <u>第十二条第四項に規定する事項を処理すること。</u> 二 <u>地方いじめ防止基本計画及び教育委員会の所管に属する学校に係る学校いじめ防止基本計画の内容及び実施の状況の評価に関すること。</u> 三 <u>教育委員会の求めに応じ、その所管に属する学校におけるいじめに関する事案を調査すること。</u> 四 <u>教育委員会の求めに応じ、その所管に属する学校におけるいじめに関する事案への対処方針について教育委員会に意見を述べること。</u> 五 <u>教育委員会の所管に属する学校におけるいじめに関する事案の調査及び事案への対処方針に関して教育委員会に意見を述べること。</u>	
	4 前各項に定めるもののほか、 <u>地域いじめ対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u>	

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	(地域いじめ対策主事)	
	第十四条の三 教育委員会の事務局に、その所管に属する学校におけるいじめの防止等のための対策に関する専門的事項の指導に関する事務をつかさどらせるため、地域いじめ対策主事を置く。	
	2 地域いじめ対策主事は、指導主事(指導主事を置かない教育委員会の事務局にあっては、当該事務局の職員。次項において同じ。)のうちから、教育委員会が任命する。	
	3 地域いじめ対策主事に任命する指導主事は、教育委員会の事務局の職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十八条第四項後段に規定する教員以外の者から採用することができる。	
第三章基本的施策	第三章基本的施策	第三章基本的施策
(学校におけるいじめの防止)	(学校におけるいじめの防止)	(学校におけるいじめの防止)
第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。	第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、 <u>尊厳の尊重その他の人権の尊重の重要性に関する認識及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権及び法令の遵守に関する教育(いじめが刑事事件若しくは少年の保護事件又は民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む。)</u> 、体験活動等の充実を図るとともに、 <u>いじめが起きにくい環境、いじめを許さない環境の確保等のためにそれらを体系的かつ計画的に実施しなければならない。</u>	第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、 <u>人権の尊重の重要性に関する認識及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、児童等の発達段階に応じ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権に関する教育、いじめが刑事事件又は民事事件の対象となり得ること等に関する教育、体験活動等の充実を図らなければならない。</u>
2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。	2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、 <u>いじめを受けるおそれがあること等に関する児童等又はその保護者からの相談の受付</u> その他必要な措置を講ずるものとする。	2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、 <u>いじめを受けるおそれがあること等に関する児童等又はその保護者からの相談の受付</u> その他必要な措置を講ずるものとする。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	(適切な配慮が必要となる児童等に対する支援等)	(適切な配慮が必要となる児童等に対する支援等)
	第十五条の二 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の事情を勘案して適切な配慮が必要となる児童等に対するいじめを防止するため、当該児童等に対する当該事情を踏まえた支援、当該児童等以外の児童等に対する必要な指導、児童等及びその保護者に対する当該事情に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。	第十五条の二 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の事情を勘案して適切な配慮が必要となる児童等に対するいじめを防止するため、当該児童等に対する当該事情を踏まえた支援、当該児童等以外の児童等に対する必要な指導、児童等及びその保護者に対する当該事情に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。
(いじめの早期発見のための措置)	(いじめの早期発見のための措置)	(いじめの早期発見のための措置)
第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。	第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、調査票の利用等による当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。	第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、調査票の利用等による当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。	2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制(情報通信技術の活用によるものを含む。)の整備に必要な施策を講ずるものとする。	2 国及び地方公共団体は、情報通信技術の活用その他の方法によるいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。	3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめの早期発見に資するため、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)の整備、その周知その他の必要な措置を講ずるものとする。	3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめの早期発見に資するため、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)の整備、その周知その他の必要な措置を講ずるものとする。
4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。	4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。	4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。
(関係機関等との連携等)	(関係機関等との連携等)	(関係機関等との連携等)
第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。	第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言等その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。	第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言等その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の	(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の	(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の
第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。	第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言等その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保その他いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上に必要な措置を講ずるものとする。	第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言等その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保その他いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上に必要な措置を講ずるものとする。
2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。	2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修を <u>毎年二回以上</u> 実施することその他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。	2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修を <u>定期的に</u> 実施することその他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。
	3 前項の研修は、いじめの防止等のための対策に従事するために必要ないじめの防止等に関する法令等への精通、学校全体での組織的な対処及びそのための教職員相互間における信頼感及び一体感の向上の確保、いじめの早期発見のための適切な対応等のための <u>最新の</u> 知識及び技能を習得させることを目的とするものでなければならない。	3 前項の研修は、いじめの防止等のための対策に従事するために必要ないじめの防止等に関する法令等への <u>十分な理解の確保</u> 、学校全体での組織的な対処及びそのための教職員相互間における信頼感及び一体感の向上の確保、いじめの早期発見のための適切な対応等のための知識及び技能を習得させることを目的とするものとする。
	4 国及び地方公共団体は、大学(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第七条第一項に規定する大学をいう。)に対し、当該大学に附属して設置される学校等との連携その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。	4 国及び地方公共団体は、大学(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第七条第一項に規定する大学をいう。)に対し、当該大学に附属して設置される学校等との連携その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。
	5 国は、教員を志望する者が、大学等におけるその履修課程においていじめに的確に対処するために必要となる技能の習得が <u>図れる</u> よう、必要な措置を講ずるものとする。	
(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)	(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)	(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)
第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。	第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめに関し、効果的ないじめの防止等のための活動を行うことができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。	第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめに関し、効果的ないじめの防止等のための活動を行うことができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。	2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する取組及びインターネットを通じて行われるいじめに対するインターネットを用いた予防及び早期発見に係る取組であって関係機関又は関係団体により行われるものを支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。	2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する取組及びインターネットを通じて行われるいじめに対するインターネットを用いた予防及び早期発見に係る取組であって関係機関又は関係団体により行われるものを支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。	3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。	3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。
(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)	(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)	(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)
第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。	第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言等の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、情報通信技術の活用によるいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。	第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言等の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、情報通信技術の活用によるいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。
(啓発活動)	(啓発活動)	(啓発活動)
第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。	第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。	第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報、 <u>重点的かつ効果的にいじめの防止等のための対策の推進に関する活動を推進するための期間の指定</u> その他の啓発活動を行うものとする。
第四章いじめの防止等に関する措置	第四章いじめの防止等に関する措置	第四章いじめの防止等に関する措置
(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)	(学校いじめ対策委員会)	(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)
第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。	第二十二条 学校には、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための中核的な組織として、 <u>学校いじめ対策委員会を置かなければならない。</u>	第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	<p>2 学校いじめ対策委員会は、第一号の委員、第二号の委員及び第三号の委員をもって組織する。</p> <p>一 いじめ対策主任</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該学校の教員であって生徒指導に関する事項をつかさどるもの及び教科の教授等を通じて日常的に児童等に接するものその他の当該学校の教職員のうちから、校長が指名した委員</p> <p>三 第十四条の二第二項に規定するいじめの防止等のための対策に関連する分野に関する専門的な知識を有する者並びに児童等の保護者及び地域の住民のうちから、学校の設置者が学校いじめ対策委員会の委員として任命した委員</p>	
	<p>3 学校いじめ対策委員会は、次に掲げる事務を行う。一いじめの未然防止のためのいじめが起きにくい環境、いじめを許さない環境等の確保に関する事項</p> <p>二 いじめの疑いに関する情報等の収集、記録、共有及び分析に関する事項</p> <p>二の二 第二十二條の四の規定による対処方針の策定に関する事項</p> <p>三 第二十三條の規定により学校が行うべき学校におけるいじめに関する通報の受付並びに調査方針、対処方針、役割手順等の決定その他のいじめに関する事案に関する調査及び認知並びに対処に関すること。</p> <p>四 いじめの防止等のための教職員に対する研修の企画及び実施に関する事項</p> <p>五 学校いじめ防止基本計画又はその変更の案の作成に関すること。</p> <p>六 学校いじめ防止基本計画に定める措置の実施に関すること。</p> <p>七 学校いじめ防止基本計画に定める措置の実施の状況の評価、その結果の反映等に関すること。</p>	
	<p>4 学校いじめ対策委員会は、その学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために第十三条に定める学校いじめ防止基本計画に基づき年間を通じて活動するものとする。</p>	<p>2 前項の組織は、その学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために第十三条に定める学校いじめ防止基本計画に基づき年間を通じて活動するものとする。</p>
	<p>5 学校いじめ対策委員会は、いじめを防止するため、前項各号に掲げる事務に関し当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに教職員の理解を深めるよう、その活動の状況及び学校いじめ防止基本計画に関する情報を積極的に提供するものとする。</p>	

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	6 学校いじめ対策委員会は、いじめの早期発見を行うため、いじめを受けた児童等を徹底して守り通し、いじめの事案に適切かつ迅速に対処する中核的な組織として広く児童等及びその保護者並びに地域の住民に認識されるよう、インターネットの利用その他の方法により、その役割及び事案対処の実績並びにその活動に関する情報、委員の氏名、連絡先等について積極的に提供するものとする。	
	7 学校いじめ対策委員会は、第三項第三号に掲げる事務の円滑な処理に資するよう、いじめへの適切な対処のために必要な演習、第五章に定める重大事態の対処に当たり作成された調査報告書の研究等を定期的実施するものとする。	
	8 学校いじめ対策委員会は、第三項第五号及び第七号に掲げる事務を行うに当たっては、当該学校に在籍する児童等及びその保護者の意見を聴かなければならない。	
	9 校長は、第三項第三号に掲げる事務の処理を機動的に行うために必要があると認めるときは、学校いじめ対策委員会に、必要な組織を置くことができる。	
	10 前項の組織は、学校いじめ対策委員会がいじめに関する事案の処理について適切な判断を行うことができるよう、同項に規定する事務の処理に関し、適時に、かつ、適切な方法により、学校いじめ対策委員会に対して報告するものとする。	
	11 前各項に定めるもののほか、学校いじめ対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学校の設置者が定める。	
	(いじめ対策主任)	
	第二十二條の二 学校には、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する職務をつかさどらせるため、いじめ対策主任を置かなければならない。	

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	<u>2 いじめ対策主任は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭をもって充てる。</u>	
(いじめを受けるおそれがあること等に関する相談に対する対処)	(いじめを受けるおそれがあること等に関する相談に対する対処)	(いじめを受けるおそれがあること等に関する相談に対する対処)
	第二十二條の三 学校は、児童等又はその保護者からいじめを受けるおそれがあること及び適切な保護を求めることに関する相談があった場合において、必要があると認めるときは、必要な対処方針を策定するものとする。	第二十二條の三 学校は、児童等又はその保護者からいじめを受けるおそれがあること及び適切な保護を求めることに関する相談があったときは、適切に対応するものとする。
	2 学校は、児童等の入学の際に開催する集会等において、当該学校に在籍する児童等及びその保護者に対して前項の相談を行うことができること等について周知するものとする。	2 学校は、児童等の入学の際に開催する集会等において、当該学校に在籍する児童等及びその保護者に対して前項の相談を行うことができること等について周知するものとする。
(いじめに対する措置)	(いじめに対する措置)	(いじめに対する措置)
第二十三條 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。	第二十三條 地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者は、児童等からいじめに係る相談を受けたとき又は児童等に関するいじめに係る情報を得たときは、当該児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。	第二十三條 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、当該児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
	<u>2 児童等の保護者は、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。</u>	
	<u>3 いじめ対策主任以外の学校の教職員は、いじめに係る情報を得たとき又はいじめが疑われる事実を発見したとき、児童等及びその保護者からいじめに係る相談を受けたとき又は前項の規定による通報を受けたときは、直ちに、これをいじめ対策主任に連絡しなければならない。</u>	
	<u>4 前項の規定により連絡を受けたいじめ対策主任は、学校全体によるいじめの防止等に関する措置の適切な実施を図るため、直ちに学校いじめ対策委員会及び学校内における適切な情報の共有のための措置を講じなければならない。</u>	

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。	5 学校は、 <u>第一項又は第二項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等に関するいじめに係る情報を得たときは、速やかに、学校いじめ対策委員会によって当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための調査を行うとともに、当該児童等の保護者(第2項に定める措置を講ずる保護者を除く)に連絡をするとともに、速やかに、学校いじめ対策委員会によって当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための調査を行い、その結果を当該児童等及びその保護者並びに当該学校の設置者に報告するものとする。</u>	2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者等に報告するものとする。
3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。	6 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止することを通じていじめから児童等を救い出し、継続して徹底的に守り抜くため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言等を継続的に行うものとする。	3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止することを通じていじめから児童等を救い出し、継続して徹底的に守り抜くため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言等を継続的に行うものとする。
4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。	7 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。	4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
	8 学校は、前項に定めるもののほか、第六項の場合においていじめを受けた児童等又はその保護者が希望するときは、学校の内外を問わず当該児童等がいじめを行った児童等が使用する教室以外の場所において安心して学習することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。	5 学校は、前項に定めるもののほか、第三項の場合においていじめを受けた児童等又はその保護者が希望するときは、学校の内外を問わず当該児童等がいじめを行った児童等が使用する教室以外の場所において安心して学習することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。	9 学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対しいじめの事案に係る事実関係その他必要な情報を適切に提供するとともに、当該学校の教職員が第六項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。	6 学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対しいじめの事案に係る事実関係その他必要な情報を適切に提供するとともに、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。	10 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。	7 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。
(学校の設置者による措置)	(学校の設置者による措置)	(学校の設置者による措置)
第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。	第二十四条 学校の設置者は、前条第五項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。	第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。
(懲戒その他の措置の基準及び手続)	(懲戒その他の措置の基準及び手続)	(懲戒その他の措置の基準及び手続)
	第二十四条の二 地方公共団体は、教職員がこの法律の規定に違反している場合(教職員がいじめに相当する行為を行っている場合を含む。)における当該教職員に対する懲戒その他の措置の基準及び手続を定めるものとする。	
(地方公共団体が設置する学校の教職員に対する懲戒)	(地方公共団体が設置する学校の教職員に対する懲戒)	(地方公共団体が設置する学校の教職員に対する懲戒)
	第二十四条の二の二 地方公共団体が設置する学校の教職員の任命権者は、当該学校の教職員がこの法律の規定に違反している場合であって必要があると認めるときは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九条の規定に基づき、適切に、当該教職員に対して懲戒を加えるものとする。	
(いじめに関する事案への対処の基準及び手続)	(いじめに関する事案への対処の基準及び手続)	(いじめに関する事案への対処の基準及び手続)
	第二十四条の三 学校及び教育委員会は、いじめに関する事案への対処として行う懲戒をはじめとする指導及び出席停止その他の措置の基準及び手続を定め、毎年二回以上、児童等及びその保護者その他関係機関に周知しなければならない。	
(校長及び教員による懲戒)	(校長及び教員による懲戒)	(校長及び教員による懲戒)
第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。	第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。	第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

# いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
(出席停止制度の適切な運用等)	(出席停止制度の適切な運用等)	(出席停止制度の適切な運用等)
第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。	第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。	第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。
(学校相互間の連携協力体制の整備)	(学校相互間の連携協力体制の整備)	(学校相互間の連携協力体制の整備)
第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。	第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言等を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。	第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導等又はその保護者に対する助言等を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。
	(調査要求等)	
	第二十七条の二 <u>いじめを受けた児童等又はその保護者は、法務局又は地方法務局に対し、当該児童等の権利の侵害の状況に関する調査を行うよう求めることができる。</u>	
	2 <u>法務局又は地方法務局は、いじめを受けた児童等の権利の侵害の状況に関する調査を行うため必要があると認めるときは、学校に対し、協力を求めることができる。この場合において、学校は、いじめに係る事実関係その他の情報を当該求めをした法務局又は地方法務局に適切に提供するものとする。</u>	
	(いじめを受けた児童等への配慮)	
	第二十七条の三 <u>国、地方公共団体、教育委員会、学校その他の関係機関は、いじめを受けた児童等又はその保護者からいじめの防止等のための対策を求められたときは、真摯にこれに対応しなければならない。</u>	
	(記録の作成及び保存)	(記録の作成及び保存)
	第二十七条の四 <u>校長及び教職員は、この章に規定する学校によるいじめの防止等に関する措置について、経緯を含めた措置の過程を跡付け、又は検証することができるよう、必要な文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)を取得するとともに、当該措置に関する記録を作成しなければならない。</u>	第二十七条の二 <u>校長及び教職員は、この章に規定する学校によるいじめに対する措置について検証することができるよう、必要な文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)を取得するとともに、当該措置に関する記録を作成しなければならない。</u>
	2 校長は、前項の規定により取得し、又は作成した文書について、適正に保存しなければならない。	2 校長は、前項の規定により取得し、又は作成した文書について、適正に保存しなければならない。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
第五章重大事態への対処	第五章重大事態への対処	第五章重大事態への対処
(学校の設置者又はその設置する学校による対処)	(学校の設置者又はその設置する学校による対処)	(学校の設置者又はその設置する学校による対処)
第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。	第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた児童等の尊厳の保持及び回復(その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。)を図るとともに、当該重大事態に関する学校の設置者又はその設置する学校によるいじめの防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査を行うものとする。当該学校に在籍し、若しくは在籍した児童等又はその保護者から当該児童等について次に掲げる疑いがある旨の申出があった場合も、同様とする。	第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた児童等の尊厳の保持及び回復(その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。)を図るとともに、当該重大事態に関する学校の設置者又はその設置する学校によるいじめの防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査を行うものとする。当該学校に在籍し、若しくは在籍した児童等又はその保護者から当該児童等について次に掲げる疑いがある旨の申出があった場合も、同様とする。
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。	一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。	一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
	2 学校は、前項に規定する組織に対し、同項の調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。	2 学校は、前項に規定する組織に対し、同項の調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。
2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。	3 学校の設置者又はその設置する学校は、第一項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。	3 学校の設置者又はその設置する学校は、第一項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。
3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。	4 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。	4 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	5 学校の設置者又はその設置する学校は、第一項第二号に係る事案にあつては、いじめを受けた児童等及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する計画を速やかに策定するとともに、当該計画に基づく当該児童等の状況に応じた学習活動の確保復学のために必要な支援措置に係る計画を策定し、これらを実施しなければならない。	5 学校の設置者又はその設置する学校は、第一項第二号に係る事案にあつては、いじめを受けた児童等及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する計画を速やかに策定するとともに、当該計画に基づく当該児童等の状況に応じた学習活動の確保復学のために必要な支援措置に係る計画を策定し、これらを実施しなければならない。
	6 学校の設置者又はその設置する学校は、第一項の規定による組織を設けて調査を行うときは、あらかじめ、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該組織の編成の基準、当該組織による調査の方針等について、説明を行い、その同意を得なければならない。	6 学校の設置者又はその設置する学校は、第一項の規定による組織を設けて調査を行うときは、あらかじめ、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該組織の編成の基準、当該組織による調査の方針等について、説明を行い、その同意を得よう努めるものとする。
	7 第一項に規定する組織は、同項の規定による調査に関し、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者の意見を聴くものとする。	7 第一項の規定による調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者は、同項の組織に対し、その行う調査に関し、意見を述べることができる。
	8 前項に定めるもののほか、第一項の規定による調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者は、同項の組織に対し、その行う調査に関し、意見を述べることができる。	8 第一項に規定する組織は、同項の規定による調査に関し、当該調査に係るいじめに係る児童等及びその保護者の意見を聴くことができる。
(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)	(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)	(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)
第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。	第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条及び第三十二条の四において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。	第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。
	2 前条第一項の規定による調査に係るいじめを受けた児童等又はその保護者は、同項の調査の結果に不服があるときは、理由を付して、前項の規定による報告を受けた文部科学大臣に対し、当該調査の結果について調査を行うよう申立てをすることができる。	2 前条第一項の規定による調査に係るいじめを受けた児童等又はその保護者は、同項の調査の結果に不服があるときは、理由を付して、前項の規定による報告を受けた文部科学大臣に対し、当該調査の結果について調査を行うよう申立てをすることができる。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。	3 前項の規定による申立てがあったときは、文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認められない場合を除き、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。	3 前項の規定による申立てがあったときは、文部科学大臣は、次の各号に該当すると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
		一 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
		二 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
		三 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
		四 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合
	4 前条第一項の規定による調査を行った学校の設置者又はその設置する学校は、文部科学大臣に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。	4 前条第一項の規定による調査を行った学校の設置者又はその設置する学校は、文部科学大臣に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。
	5 文部科学大臣は、第三項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。	5 文部科学大臣は、第三項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。
3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。	6 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。	6 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
<b>(公立の学校に係る対処)</b>	<b>(公立の学校に係る対処)</b>	<b>(公立の学校に係る対処)</b>
第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。	第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。	第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	2 第二十八条第一項の規定による調査に係るいじめを受けた児童等又はその保護者は、同項の調査の結果に不服があるときは、理由を付して、前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長に対し、当該調査の結果について調査を行うよう申立てをすることができる。	2 第二十八条第一項の規定による調査に係るいじめを受けた児童等又はその保護者は、同項の調査の結果に不服があるときは、理由を付して、前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長に対し、当該調査の結果について調査を行うよう申立てをすることができる。
2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。	3 前項の規定による申立てがあったときは、地方公共団体の長は、 <u>当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認められない場合を除き</u> 、附属機関を設けて調査を行う方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。	3 前項の規定による申立てがあったときは、地方公共団体の長は、 <u>第二十九条第三項各号に該当すると認めるときは</u> 、附属機関を設けて調査を行う方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
	4 第二十八条第一項の規定による調査を行った学校の設置者又はその設置する学校は、地方公共団体の長に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。	4 第二十八条第一項の規定による調査を行った学校の設置者又はその設置する学校は、地方公共団体の長に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。
	5 地方公共団体の長は、第三項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。	5 地方公共団体の長は、第三項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。
3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。	6 地方公共団体の長は、第三項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。	6 地方公共団体の長は、第三項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。	7 第三項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。	7 第三項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
	8 教育委員会は、第三項の規定による調査の結果を尊重しなければならない。	8 教育委員会は、第三項の規定による調査の結果を尊重しなければならない。
5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。	9 地方公共団体の長及び教育委員会は、第三項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。	9 地方公共団体の長及び教育委員会は、第三項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処のために必要な措置を講ずるものとする。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以下この条において単に「地方公共団体の長」という。))と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百一条第一項」と読み替えるものとする。	第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第三十二条の四第三項において同じ。)が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以下この条において単に「地方公共団体の長」という。))と、同条第二項から第六項までの規定中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百一条第一項」と読み替えるものとする。	第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以下この条において単に「地方公共団体の長」という。))と、同条第二項から第六項までの規定中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百一条第一項」と読み替えるものとする。
<b>(私立の学校に係る対処)</b>	<b>(私立の学校に係る対処)</b>	<b>(私立の学校に係る対処)</b>
第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。	第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条及び第三十二条の三第一項において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。	第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。
	2 第二十八条第一項の規定による調査に係るいじめを受けた児童等又はその保護者は、同項の調査の結果に不服があるときは、理由を付して、前項の規定による報告を受けた都道府県知事に対し、当該調査の結果について調査を行うよう申立てをすることができる。	2 第二十八条第一項の規定による調査に係るいじめを受けた児童等又はその保護者は、同項の調査の結果に不服があるときは、理由を付して、前項の規定による報告を受けた都道府県知事に対し、当該調査の結果について調査を行うよう申立てをすることができる。
2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。	3 前項の規定による申立てがあったときは、報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認められない場合を除き、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。	3 前項の規定による申立てがあったときは、報告を受けた都道府県知事は、第二十九条第三項各号に該当すると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
	4 第二十八条第一項の規定による調査を行った学校の設置者又はその設置する学校は、都道府県知事に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。	4 第二十八条第一項の規定による調査を行った学校の設置者又はその設置する学校は、都道府県知事に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。
	5 都道府県知事は、第三項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。	5 都道府県知事は、第三項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。	6 都道府県知事は、第三項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。	6 都道府県知事は、第三項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。	7 第三項及び前項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。	7 第三項及び前項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。	第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条及び第三十二条の三第十項において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。	第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。
	2 第二十八条第一項の規定による調査に係るいじめを受けた児童等又はその保護者は、同項の調査の結果に不服があるときは、理由を付して、前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長に対し、当該調査の結果について調査を行うよう申立てをすることができる。	2 第二十八条第一項の規定による調査に係るいじめを受けた児童等又はその保護者は、同項の調査の結果に不服があるときは、理由を付して、前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長に対し、当該調査の結果について調査を行うよう申立てをすることができる。
2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。	3 前項の規定による申立てがあったときは、報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認められない場合を除き、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。	3 前項の規定による申立てがあったときは、報告を受けた認定地方公共団体の長は、第二十九条第三項各号に該当すると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
	4 第二十八条第一項の規定による調査を行った学校の設置者又はその設置する学校は、認定地方公共団体の長に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。	4 第二十八条第一項の規定による調査を行った学校の設置者又はその設置する学校は、認定地方公共団体の長に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。
	5 認定地方公共団体の長は、第三項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。	5 認定地方公共団体の長は、第三項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。	6 認定地方公共団体の長は、第三項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。	6 認定地方公共団体の長は、第三項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。	7 第三項及び前項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。	7 第三項及び前項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。	8 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。第三十二条の三第十項において同じ。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第八項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第八項において準用する前項」と、第五項中「第三項」とあるのは「第八項において準用する第三項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「第三項及び前項」とあるのは「次項において準用する第三項及び前項」と読み替えるものとする。	8 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第八項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第八項において準用する前項」と、第五項中「第三項」とあるのは「第八項において準用する第三項」と、第六項中「第三項」とあるのは「第八項において準用する第三項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「第三項及び前項」とあるのは「次項において準用する第三項及び前項」と読み替えるものとする。
(中立かつ公正な調査)	(中立かつ公正な調査)	(中立かつ公正な調査)
	第三十二条の二 この章の規定による調査を行うに当たっては、当該調査を実施する者は、専門的見地に基づいた中立、公平かつ公正な調査が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。	第三十二条の二 この章の規定による調査を行うに当たっては、当該調査を実施する者は、専門的見地に基づいた中立、公平かつ公正な調査が行われるよう、調査を行う組織の委員に利害関係のない者を二名以上含まなければならないこととするその他の必要な措置を講ずるものとする。
	2 この章の規定による調査を行う組織の委員及び事務局の長は、利害関係のない者でなければならない。ただし、事務局の長については、特別の事情がある場合においていじめを受けた児童等及びその保護者の同意があるときは、この限りでない。	

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	(いじめの再発防止のための措置)	(いじめの再発防止のための措置)
	第三十二条の二の二 学校の設置者及びその設置する学校は、この章の規定による調査の結果を踏まえいじめの再発を防止するため、地方いじめ防止基本計画及び学校いじめ防止基本計画の見直しその他の必要な取組の実施、当該取組の実施の状況についてのいじめを受けた児童等及びその保護者等に対する報告並びにインターネットの利用その他の適切な方法による公表その他必要な措置を講ずるものとする。	第三十二条の三 学校は、この章の規定による調査の結果を踏まえ当該調査に係る重大事態と同種の事態の発生を防止するため、学校いじめ防止基本計画の見直しその他の必要な取組の実施、当該取組の実施の状況についてのいじめを受けた児童等及びその保護者等に対する報告並びにインターネットの利用その他の適切な方法による公表その他必要な措置を講ずるものとする。
		2学校の設置者は、この章の規定による調査の結果を踏まえ当該調査に係る重大事態と同種の事態の発生を防止するため必要な措置を講ずるものとする。
	(地方公共団体の長による調査)	
	第三十二条の三 教育委員会の所管に属する学校及び学校法人が設置する学校に在籍し、若しくは在籍した児童等又はその保護者であつて当該児童等について第二十八条第一項各号に掲げる疑いがあると思料するものは、教育委員会若しくは学校法人又は当該学校による当該疑いがある事案への対処に不服があるときは、当該学校を設置する地方公共団体の長又は当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「地方公共団体の長」という。)に対し、地方公共団体の長が当該事案の調査を行うよう申立てをすることができる。ただし、第二十八条第六項の同意を得て、同条第一項の調査が開始しているときは、この限りでない。	
	2 前項の規定による申立てがあつたときは、地方公共団体の長は、前項に規定するいじめに関する事案の調査を行うものとする。	
	3 地方公共団体の長は、前項の調査を行うときは、その適正な執行を確保するため、いじめ事案調査委員会を置く。	
	4 第一項の申立てをした者は、いじめ事案調査委員会による調査の結果に不服があるときは、理由を付して、同項の地方公共団体の長に対し、再調査を行うよう申立てをすることができる。	

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	<u>5 第二項及び第三項の規定は、前項の申立てがあった場合について、準用する。この場合において第二項中「調査」とあるのは「再調査」と、第三項中「いじめ事案調査委員会」とあるのは「いじめ事案再調査委員会」とする。</u>	
	<u>6 第二十八条第一項の規定による調査を行った学校の設置者又はその設置する学校は、地方公共団体の長に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。</u>	
	<u>7 地方公共団体の長は、第三項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適時かつ適切に提供するものとする。</u>	
	<u>8 5前項に定めるもののほか、いじめ事案調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、地方公共団体の長が定める。</u>	
	<u>9 6第三十条第六項から第九項まで並びに第三十一条第六項及び第七項の規定は、第二項(第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査について準用する。</u>	
	<u>10 前各項の規定は、学校設置会社及び学校設置非営利法人が設置する学校について準用する。</u>	

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	(文部科学大臣に対する意見の提出等)	
	<p>第三十二条の四 国立大学法人が設置する学校に在籍し、若しくは在籍した児童等又はその保護者であって当該児童等について第二十八条第一項各号に掲げる疑いがあると思料するものは、当該国立大学法人又は当該学校による当該疑いがある事案への対処に不服があるときは、文部科学大臣に対し、当該事案への対処に関し、意見を提出することができる。</p> <p>2文部科学大臣は、前項の規定により提出された意見に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該提出された意見に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	
(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)	(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)	(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)
第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。	第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。	第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。
	第六章いじめの防止等のための対策の実施の状況の把握及び評価等	第六章いじめの防止等のための対策の実施の状況の把握及び評価等
	(学校におけるいじめ対策の実施の状況の把握)	(学校におけるいじめ対策の実施の状況の把握)
	第三十三条の二 学校は、学校いじめ防止基本計画に定める措置の実施の状況及び当該措置の実施が、児童等においていじめが起きにくい、いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、児童等に対する質問票の使用等によって適切に把握しなければならない。	第三十三条の二 学校は、学校いじめ防止基本計画に定める措置の実施の状況及び当該措置の実施が、いじめが起きにくい環境の形成等の成果を生じているかについて、児童等に対する質問票の使用等によって適切に把握しなければならない。
	2 学校は、毎年、前項の措置の実施の状況及び当該措置の実施による成果の状況を評価し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、当該学校の設置者に報告するものとする。	
	(地方等におけるいじめ対策の実施の状況の把握)	(学校の設置者におけるいじめ対策の実施の状況の把握)
	第三十三条の三 教育委員会は、その所管に属する学校に関するいじめの防止等のための対策の実施の状況及び当該措置の実施による成果の状況を把握しなければならない。	第三十三条の三 学校の設置者は、その所管に属する学校に関するいじめの防止等のための対策の実施の状況及び当該措置の実施による成果の状況を把握しなければならない。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	2 教育委員会は、地方いじめ防止基本計画に定める措置の実施の状況及び当該措置の実施による成果の評価については少なくとも三年ごとに、学校いじめ防止基本計画に定める措置の実施の状況及び当該措置の実施による成果の評価については第三十三条の二第二項の学校いじめ対策委員会による評価を受けて毎年、実施するものとする。	
	3 教育委員会は、前項の規定による評価の結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、市町村に置かれる教育委員会にあっては、当該市町村の属する都道府県に置かれる教育委員会に報告するものとする。	
	4 前三項の規定は、学校を設置する学校法人について準用する。	
	(学校の設置者等による重大事態への対処に関する報告)	(学校の設置者等による重大事態への対処に関する報告)
	第三十三条の四 学校の設置者は、第二十八条第一項の規定による調査を行ったときは、文部科学大臣の定めるところにより、その結果を文部科学大臣に報告するものとする。	第三十三条の四 学校の設置者は、第二十八条第一項の規定による調査を行ったときは、文部科学大臣の定めるところにより、その結果を文部科学大臣に報告するものとする。
	2 学校は、第二十八条第一項の規定による調査を行ったときは、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。	2 学校は、第二十八条第一項の規定による調査を行ったときは、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
	3 前項の報告を受けた者は、文部科学大臣の定めるところにより、当該報告に係る事項を文部科学大臣に報告するものとする。	3 前項の報告を受けた者は、文部科学大臣の定めるところにより、当該報告に係る事項を文部科学大臣に報告するものとする。
	(教育行政機関による検証等)	(国による検証等)
	第三十三条の五 教育行政機関は、第十二条第六項の規定により公表された地方いじめ防止基本計画及び第十三条第七項の規定により公表された学校いじめ防止基本計画、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項(同条第四項で準用する場合を含む。)の規定により公表された評価の結果並びに前条の規定による報告に関し、第二十条の規定による調査研究及び検証並びにその成果の普及等を行うものとする。	第三十三条の五 国は、前条の規定による報告に関し、第二十条の規定による調査研究及び検証並びにその成果の普及等を行うものとする。

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
	(学校いじめ防止基本計画の効果的な改善等)	(学校いじめ防止基本計画の効果的な改善等)
	第三十三条の六 学校は、学校いじめ防止基本計画の策定、実施、見直し及び改善が効果的に行われるよう、前条の調査研究及び検証の成果の活用に関する検討等を行うものとする。	第三十三条の六 学校は、学校いじめ防止基本計画の策定、実施、見直し及び改善が効果的に行われるよう、前条の調査研究及び検証の成果の活用に関する検討等を行うものとする。
(学校評価における留意事項)	(学校評価等における留意事項)	(学校評価における留意事項)
第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。	第三十四条 学校の評価及び教員に係る人事評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの防止等に関する適切なかつ最大限の取組、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。	第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの防止等に関する適切かつ迅速な取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。
第六章雑則	第七章雑則	第七章雑則
(高等専門学校における措置)	(高等専門学校等における措置)	(高等専門学校等における措置)
第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校並びに専修学校(同法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する専修学校は、当該高等専門学校又は当該専修学校の実情に応じ、当該高等専門学校又は当該専修学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校並びに専修学校(同法第二百二十四条に規定する専修学校をいい、 <u>同法第二百五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。</u> 以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する専修学校は、当該高等専門学校又は当該専修学校の実情に応じ、当該高等専門学校又は当該専修学校に在籍する学生又は生徒に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
	(指定都市の特例) 第三十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として、指定都市に適用があるものとする。	

## いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について

いじめ防止対策推進法平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布平成25年9月28日施行	条文案イメージ(たたき台)H30.12.6作成	座長試案H31.4.10
附則		
(施行期日)		
第一条この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。		
(検討)		
第二条いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。		
2政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。		
理由		
いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。		